

別記(1)

一、解雇者全部ヲ復職スルコト
二、全部不能ノ場合ハ一部復職ヲ為スルコト

三、二項共不能ノ場合ハ退職手当五ヶ月分ヲ支給スルコト

四、再就職共ナシ後ノ解雇者ヲ出サシムルコト

五、同解雇ノ場合ハ社長一任トシテ秘密委員會ノ決議ニヨリ
其規定事項ノ実施

六、年費費用トシテ三百圓ヲ支給サレタリ

以上

別記(2)

覚書

自來自動車運轉株式会社従業員一部ノ労働年費ハ今般謝停産ノ幹旋ニ依リ左記
条件ヲ以テ山滿解決ニ付テハ茲ニ覚書三通ヲ作成シ当事者双方及謝停産
一週ヲ所持スルモノトス

記

一、蒙ニ解雇ヲ發表セヨレタル従業員七名ハ向後会社トハ一切無関係ナルコト

二、会社ハ解雇者ニ対シ解雇手当トシテ六五〇〇圓也ヲ支給スルコト

三、会社ハ向後故ナリ従業員ヲ解雇セザルコト

四、本年九月協定セシ事項ハ必ず実行スルコト

五、会社ハ年費額ニ対シ金一封ヲ支給スルコト

昭和三年十一月十五日

以上

志保 渡志三郎

大村 義太郎

吉田 忠太郎

中田 惣吉

田中 貞吉

有松 孫

謝停者